

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380089

研究課題名(和文) 認知心理学アプローチと実証分析による過失犯抑止研究

研究課題名(英文) Criminal negligence deterrence study by empirical analysis and cognitive psychology approach

研究代表者

白石 賢 (Shiraishi, Ken)

首都大学東京・社会(科)学研究科・教授

研究者番号：90526427

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、初めに、過失犯の予見可能性について論理的な思考方法より認知心理学的な思考方法への転換の必要性を主張している。次に、刑事法的な事後規制より行政法的な事前規制により過失犯は抑止しうることを実証的に示している。さらに、企業の過失犯の新しい制度として注目された景品表示法に関しても、心理学・経済学的にみると、必ずしも過失を抑止する制度とならないことを理論的に示した。これらにより、過失犯を認知心理学的に捉えることで抑止していく必要性を主張した。

研究成果の概要(英文)：In this study, firstly, I insist on the need of the switch from logical thought method to a cognitive psychology thought method in predictability of criminal negligence case. Then, I showed the negligence cases restrain by prior administrative regulation than subsequent criminal sanction empirically. Furthermore, I showed Premiums and Representations Act that attracted attention as a new criminal negligence system of the company does not theoretically restrain a fault psychologically and economically. Totally, I insisted on the need that criminal negligence cases restrain by catching for cognitive psychology.

研究分野：社会科学

キーワード：過失 因果関係 認知心理 コンプライアンス

1. 研究開始当初の背景

福知山線事故に見られるように、近年、ミス・過失に基づく不祥事や犯罪が多く発生している。自動車事故、医療事故、航空機の操縦ミスなど枚挙にいとまがない。これらのミス・過失により死亡者が発生した場合には、刑法では、行為者・管理者等に定型的に業務上過失致死罪による責任を問う。しかし、認知心理学的にはミス・過失の発生原因は判断、不注意、記憶など1つではない。つまり、認知心理学的なミス・過失の入口は複数存在するのに対して、犯罪とされる出口は1つしかないため、ミス・過失の態様に応じた刑法的な責任の問い方は困難だといえる。また、刑法では、出口の側である過失という結果に対して処罰をするという間接方法が抑止の方法論となっている。しかし、抑止は、入口側でミス・過失の態様に依拠して、事前的・直接的に考えられてもよい。

刑法における過失犯は、結果に対する「予見可能性」がある下で、「結果回避義務違反」がある場合に認定される。その際問題とされる点として、結果が予見可能であるという状態は「誰の能力を基準に判断されるべきか」ということがある。例えば、一般人を基準とすべきとの説では、普段から不注意な者は、いつも予見不可能となってしまふので無罪となる。逆に、行為者を基準とすべき説では、行為者が処罰されるのは、行為者の注意する能力が一般人に比べ劣っていたからであり、不注意だったからでないとの結論が出されることになり、この説でも、常識からみるとおかしな結果を招くことになる。そこで刑法では、「知識・経験、身体的、生理的状况のように行為者ごとに異なり得る能力については、行為者を基準として判断し、法益を尊重するように注意・配慮するというような規範的心理的能力については一般人を基準とすべき」という考え方が多数説となっている。しかし、その刑法ではミス・過失というものについては、詳細な分類をせず過失犯とするだけである。ミス・過失は、認知心理学的に考えると、ミス（計画の失敗）、スリップ（不注意）、ラップス（し忘れ）に分類される。ミスは行為者の知識に関係し、スリップ、ラップスは、行為者のスキルに依存するとされる(Reason 1990)。この認知心理学的分類からは、スリップ、ラップスは、個人ごとに異なるスキルに依存した注意能力であり、刑法の一般人を基準とすべき「法益を尊重するように注意・配慮する規範的心理的能力」とは異なることになる。また、ミスは計画の失敗とされるが、人間はそもそもヒューリスティックな意思決定をしており、必ずしも合理的な意思決定をしていないとされる(竹村2009)。このように考えると、これも、刑法の考える「知識・経験等行為者ごとに異なる能力」ではなく、むしろ、一般人に共

通した能力と見た方が良いと考えられる。このように、ミス・過失に対する刑法と認知心理学の理解の差は大きい。さらに、最近の神経科学では、不注意傾向のある人、もの忘れをしやすい人などについて、脳の構造面、パーソナリティー、遺伝との関係で研究が進められている(Jang 2005 など)。このような脳・神経科学の研究状況を踏まえ、米国では2000年ごろから、脳科学と法倫理の議論が、脳科学的証拠や遺伝的可能性の証拠の問題として議論されている(Gazzaniga 2004 など)。しかし、我が国の刑法における個性や遺伝の議論は精神病等に起因する故意犯に関するものが中心であり、脳科学と法倫理の問題に関しても目立った議論はなされていない。また、刑法における計量経済学的分析は、白石ほか(2010)ぐらいしか見当たらない。

そこで、本研究では、現在の過失犯の予見可能性について刑事学的・論理的な思考方法から認知心理学的な思考方法への転換の必要性、その実証的検討、制度的応用を検討することとした。

2. 研究の目的

本研究では、ミス・過失の発生原因を認知心理学・神経科学的に捉え、抑止を、過失致死罪等の事後的な刑事的な制裁ではなく、ミス・過失の態様に依じた事前的方法に求めるべきであると考えた。このことを実証的に検証するため、労働安全衛生関係データを利用し、ミス・過失によって生ずる労働災害における、規制・査察の影響、被規制者側のコンプライアンス影響等の関係を計量経済学的に分析する。また、その検証結果等を踏まえて、効果的な政策の在り方について検討と提言を行う。データを実証的に検証することは刑法理論をより科学に近づけることになると考える。

3. 研究の方法

まず、第一に、過失犯における因果関係論における、刑事学的・論理的な思考方法と認知心理学的思考方法の比較検討を行った。これにより、過失犯抑止のための認知心理学思考方法論の可能性を検討した。第二に、労働安全衛生関係データを利用し、労働災害と規制・査察の影響、被規制者側のコンプライアンス影響等の関係を計量経済学的に分析することで、過失の因果関係を実証的に検証し、刑事法的事後制裁の有効性と事前的規制の有効性について検討した。この実証分析には、米国のOSHA(Occupational Safety and Health Administration)のデータベースを利用した実証研究のモデルを参考とした(Ko et al 2010 など)。これらの実証結果を踏まえ、さらに過失について効果的な規制等の在り方等を心理学的・経済学的な観点から提言した。

4. 研究成果

(1) 過失犯における因果関係論における刑事的・論理的な思考方法と認知心理学的思考方法の比較検討については以下のことを明らかにした。

ある現実が存在する場合に、それを裁判にかけするためには、その現実を日常言語でモデル化しなければならない。その際には因果関係がモデル化され、モデルは単純化と特定化の中でコントロールされる。そして単純化するために与えられた手法が「主要事実の認定」のアプローチであり、モデルを複雑化するために与えられた手法が「予見可能性の判断」のアプローチであると考えられる。このような考え方は、様相論理学の可能世界論に基づいた過失犯の予見可能性や因果関係についての捉え方でもある。しかし、このような考え方に対しては、Kripke自身が述べているように、具体的な存在は現実世界しかなく可能世界の実体を我々は知ることはできないのだから、可能世界論は、単に言葉遊びとなるか可能性や必然性を説明するための単なる概念としての道具になってしまうとの批判がある。一方で、人びとが言語を用いてモデル化することや推論を行う過程では、背景状況の描き方や知識がその結論に様々な影響を与える。つまり、規範モデル的理解だけではなく記述モデル的理解による推論のアプローチも重視しなければならないのである。つまり、記述モデルをベースとした認知心理学、神経心理学、脳科学の共同作業の下で、過失犯の因果関係は明らかにされていく必要がある。これらの新しい知見を利用することが、過失犯のみならず刑事法理解の前提となっていくべきであると考えられる。

(2) 労働安全衛生関係データを利用した実証分析では以下のことを明らかにした。

個別事業所に対する指導による労働災害の特別予防効果のうち、軽微な違法の事業場については、せいぜい定期監督の翌月から翌々月程度の再監督時には是正されていく。重大な違法のある事業場については、その一部は安全管理特別指導制度による改善がなされることが分かった。このことから、指定対象となった事業場は大幅な災害の減少がみられる。つまり、指導対象とされた事業場は1年強で特別予防効果が現れることになる。ただし、「監督」の特別予防効果が見られるのは事業所数のごく一部ではないかと考えられる。一方、実証結果から見ると、対前年比伸び率で見た場合の2期ラグに「監督」の労働災害減少効果が存在することが推測された。さらに、「監督」の対前年比伸び率1期ラグでは、「監督」がプラスとなり有意でなくなっているが、一方で、「雇用者数」「労働時間」が有意に

なっていることから、全体として「監督」の効果は、定期監督後1~2年後に労働災害を引き下げるとは推測された。これらを併せて考えると、以下のようなことが結論される。ある年に定期監督がなされると、軽微な違法の事業場は数か月のうちに改善を行う(特別予防効果)。また、重大な違法のごく少数の事業場については安全管理特別指導制度で改善が行われる(特別予防効果)。この効果も1年のうちに現れる。その他の重大な違法に対しては指導等が迅速になされ特別予防効果が発揮されると考えられるが、全事業場に対する「監督」割合が小さく労働災害減少に対する寄与は一部の効果しかない可能性がある。他方、全体として「監督」の効果は、定期監督後1~2年後に労働災害を引き下げるとは推測されないかと推測される。これは、定期監督を受けた産業に属する事業場が、定期監督の状況を把握して、自らの事業場の違法状態・危険状態を自己点検し改善を図ったものと考えられなくはない(一般予防効果)。このような結論から得られる示唆としては、因果関係が不明確な労働災害には、事後的な刑法などによる制裁の抑止効果は必ずしも大きくはないのではないかとということ、労働災害を顕在化させないためには危険な事業場に対する事前の是正指導等の監督行政や事業者による自主点検の実施が重要であることである。

(3) 効果的な政策の在り方の検討については以下のことを明らかにした。

改正景表法において注意を促すために企業に課徴金というディスインセンティブを課すという仕組みが導入された。しかし、課徴金は事業者が支払うものである。これに対して注意は事業者が促すことは可能であるとしても、個人が“払う”ものである。主体が一致しなければ抑止は不完全とならざるを得ない。しかも、課徴金は、事業者から、不当な利得相当額に発見確率を乗じたものを徴収するものであるから、発見確率が100%でない限り、違法行為を行っても儲かることになり、本来、故意行為でさえ抑止できないものである。それでは、過失行為に課徴金を課す意味合いは何か。それには、事業者が違法行為を予防するための監視コストの問題がかかっている。事業者は、予防コストをかけた時の期待利益とかけなかった時の期待利益を比べ行動を決める。そして、通常は予防コストをかけた方が違法行為発見確率が低下する。たとえば、レストラン等の食材の最終使用者である事業者は、過失により課徴金を課せられない方が得だと判断すれば、自らが発注した食材をきちんと納入業者が納入しているかといったことを、自ら食材をトレースし違法行為が生じないように予防することになる。これが過失の課徴金の有す

る意味である。その予防コストが莫大となる場合には、事業者の情報獲得費用が情報開示のメリットを上回ってしまい、今度は情報開示のあきらめをした方が得になる。この時、多くの事業者が開示をあきらめるような場合には社会全体の均衡状態は非開示状態になってしまう。このような（品質表示がなされない）状態は、誤認の表示がなされないという意味では景表法の目的は達成されているものの、消費者にとって優良品と不良品の選別ができない状態となっており、より望ましくない状態が実現されてしまうという問題を生む。これは、過失認定との関係でいえば、過失の認定が厳しいと（予防コストをかけた割に発見率があまり低下しない場合）事業者の情報獲得費用が高くなり非開示均衡に向かい、過失の認定が緩いと（予防コストを少しかけただけで発見率が大きく低下する場合）事業者はあまり予防コストをかけなくなり誤表示が多くなる方向に向かうのである。過失の課徴金は、過失の認定の運用次第で情報開示に関するバランスを崩すことにもつながるのである。このことは、事業者側の責任で科学的根拠をしめさなければならない新たな食品機能性表示制度について一層問題となる。このように過失犯について単に事後的制裁を課すというだけの対応は、かえって社会的に望ましくない制度となることを示し、心理学的・経済学的な検討も踏まえた制度設計がなされるべきであることを示した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

白石賢「改正景表法の評価と地方公共団体の役割-経済学・心理学からの考察」『自治研究』査読無 第91巻 第3号 81頁～95頁 2015年3月

白石賢・白石小百合「定期監督が労働災害防止に与える効果 - パネルデータのマルチレベルによる分析 - 」共著『都市政策研究』査読無 第9号 1-24頁 2015年3月

白石賢「改正景表法の評価と地方公共団体の役割-経済学・心理学からの考察」『自治研究』査読無 第91巻 第2号 42頁～58頁 2015年2月

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

白石賢「可能世界論による予見可能性の検討 論理学から認知プロセスへ」高橋則夫他編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集[上巻]』555-575頁 942頁 成文堂 2014年3月

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

白石 賢 (SHIRAIISHI KEN)
首都大学東京・社会科学研究所・教授
研究者番号：90526427

(2)研究分担者

白石 小百合 (SHIRAIISHI SAYURI)
横浜市立大学・総合科学部・教授

研究者番号：70441417

(3)連携研究者

()

研究者番号：